

継続

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長

殿

警 察 庁 丁 暴 発 第 8 0 号
令 和 2 年 3 月 1 3 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化について
暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化については、「暴力団員に対する生活保護の適用に関する実施機関との連携強化について」（平成18年3月30日付け警察庁丁暴発第22号、丁企分発第32号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、この度、「通達（刑事局主管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、下記の点に留意の上、生活保護からの暴力団排除対策の推進に向け、関係行政機関との連携強化を図られたい。

なお、厚生労働省社会・援護局保護課長から各都道府県民生主管部（局）長等に対して「暴力団員に対する生活保護の適用について（通知）」（平成18年3月30日付け社援保第0330002号）が発出されているので、参考まで添付する。

記

1 厚生労働省が示した暴力団排除の基本方針等

(1) 基本方針

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）については、急迫状況にある場合を除き、生活保護の申請を却下する。

また、生活保護受給中に、被保護者が暴力団員であることが判明した場合にも、生活保護の廃止を検討する。

(2) 申請等却下の理由

暴力団員については、生活保護適用の要件の判断に当たり、

ア 稼働能力の活用要件を満たさない。

イ 違法・不当な収入を得ている可能性が高く、収入に関する申告が期待で

きない上、生活実態の把握や資産等に関する調査が困難であり、資産・収入の活用要件を満たしているとの判断ができない。

と認められること。

2 警察と福祉事務所等生活保護実施機関との連携強化

(1) 連絡協議会の設置等による連携の強化

福祉事務所等生活保護の実施機関（以下「実施機関」という。）との定期的な連絡協議会や担当者研修会の開催等により、必要な情報交換等が行える枠組みを確保するとともに、実施機関に対して、暴力団排除の措置が講じられるよう強力かつ継続的な働きかけを行うこと。

(2) 情報提供に関する基本的な考え方等

ア 実施機関からの情報提供依頼

実施機関において、生活保護を申請し、若しくは申請しようとする者又は被保護者（以下「申請者等」という。）が暴力団員である疑いが客観的に高いと判断する場合であって、関係者への聞き取りや新聞報道等の他の方法によっては、実施機関が暴力団員該当性を確認することが困難なときは、実施機関から警察に対し、暴力団員該当性に係る情報提供を求めることがある。

イ 情報提供に関する基本的な考え方

暴力団情報の部外への提供については、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）（以下「25年通達」という。）に基づき行われるべきところ、実施機関から、生活保護の申請者等に関して、暴力団員であるか否か、その該当性について情報提供の依頼があった場合には、暴力団員による生活保護の不正受給という犯罪被害の防止や暴力団の資金源の遮断という公益性の観点等から情報提供は可能である。

また、実施機関においては、必要な場合には、申請者等が暴力団員であると判断した根拠について、警察からの情報提供によるものであることを申請者等に告知することも考えられるところ、かような告知を実施機関が行うことは差し支えない旨を厚生労働省との間で申し合わせている。

その他、情報の正確性の担保をはじめ、個別の対応に当たっては、25年通達に基づき適切に対応すること。

ウ 実施機関に対する通報等

事件検挙をはじめ、あらゆる警察活動を通じ、暴力団員が生活保護を受給している事実を把握した場合は、可能な限り実施機関にその旨を通報するなど、適切な措置が講じられるよう働きかけること。

(3) 実施機関に対する積極的な支援

実施機関に対し、暴力行為等に及ぶおそれのある申請者等の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、事態の態様や必要性により、警戒活動

や保護対策等適切な措置を講じること。

(4) 都道府県暴力追放運動推進センターとの連携強化

実施機関に対し、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）による不当要求防止責任者講習の受講を推奨し、暴力団等からの不当要求に対する対応能力の向上を図るとともに、暴力団からの離脱を希望する申請者等については、実施機関及び都道府県センターと連携を図り、的確に助言、指導等を行うなど、離脱希望者に対する必要な措置を講じること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年5月12日

（有効期間：平成32年3月31日）

参考添付の通知については省略